

6 水質規制

- (1) 特定事業場届出状況
- (2) 非特定事業場（監視・規制対象事業場）
- (3) 事業場の分類



川口市上下水道局キャラクター「みず太郎」

6 水質規制

(1) 特定事業場届出状況

人の健康を害する恐れのあるもの、生活環境に対して害をもたらす恐れのあるものを含む汚水または廃液を排出する施設を「特定施設」といい、「特定施設」を有している事業場を「特定事業場」という。

下水道法における特定施設 ①水質汚濁防止法の「特定施設」

②ダイオキシン類対策特別措置法の「水質基準対象施設」

特定事業場一覧

令和8年3月末現在

業 種	特定施設番号	事業場数	除害施設設置事業場数
畜産食料品製造業	2	3	0
水産食料品製造業	3	1	0
飲料製造業	10	1	0
動植物油脂製造業	12	1	0
豆腐・煮豆製造業	17	22	0
冷凍調理食品製造業	18-2	1	0
製版業	23-2	11	2
無機化学工業	27	3	3
有機ゴム薬品製造業	35	2	2
石けん製造業	38	1	1
薬品製造業	46	1	1
セメント製品製造業	54	1	0
生コンクリート製造業	55	5	2
非鉄金属製造業	62	1	1
金属製品製造業	63	4	1
表面処理施設	65	21	20
電気めっき施設	66	24	23
共同調理場	66-4	5	4
弁当製造業	66-5	4	3
飲食店	66-6	4	1
洗たく業	67	65	17
写真現像業	68	7	0
病院	68-2	4	4
と畜業	69	1	1
自動車分解整備事業	70-2	2	1
自動式車輛洗浄施設	71	66	0
科学試験研究施設	71-2	9	7
一般廃棄物処理施設	71-3	2	2
産業廃棄物処理施設	71-4	1	0
トリクロエチレンによる洗浄施設	71-5	3	2
特定事業場から排水される水の処理施設	74	1	1
合 計		277	99

(2) 非特定事業場（監視・規制対象事業場）

非特定事業場であっても、排除基準を超える下水を排除する場合には、監視・規制対象事業場となり、除害施設の設置が必要となります。

業種	事業場数	除害施設設置事業場数
段ボール製造、菓子製造、ディスプレイ排水処理システムを設置する集合住宅等	64	64

(3) 事業場の分類

